

添 付 資 料

目 次

添付資料- 3	
給水使用者・所有者変更届	4
添付資料- 4	
給水開栓使用届・水道量水器保管証書	5
添付資料- 5	
給水開栓使用届・水道量水器保管証書、記入例	6
添付資料- 6	
給水中止届	7
添付資料- 7	
給水中止届、記入例	8
添付資料- 8	
給水装置工事完成検査申請書（表面）	9
添付資料- 9	
給水装置工事完成検査表（裏面）	10
添付資料- 10	
給水装置工事完成検査申請書（表面）、記入例	11
添付資料- 11	
給水装置工事完成検査表（裏面）、記入例	12
添付資料- 12	
給水装置工事完成検査写真撮影時の注意事項	13
添付資料- 13	
工事完成時に提出する書類及び写真	14
添付資料- 14	
舗装本復旧工事完了届	15
添付資料- 15	
分水栓取出し工事～仮舗装工事写真の見本	16
添付資料- 16	

分水工事のお知らせ	27
添付資料- 17	
真岡市水道事業給水条例	29
添付資料- 18	
真岡市水道事業給水条例施行規則	37
添付資料- 19	
真岡市指定給水装置工事事業者規程	41

様式第 8 号

給水使用者・所有者変更届					
設置場所	真岡市				
水栓番号	第 号				
変更理由					
旧			新		
使用者	住所				
	方書（アパート名等）				
	電話番号				
	フリガナ				
	氏名	(印)			
所有者	住所				
	方書（アパート名等）				
	電話番号				
	フリガナ				
	氏名	(印)			
届出年月日		年 月 日			
真岡市長 様					
決裁	課長	課長補佐	係長	係	備考

様式第 5 号

給水開栓使用届・水道量水器保管証書

真岡市長様					届出年月日				
					年 月 日				
設置場所		真岡市			開栓年月日				
					年 月 日				
使用者	住所				午前・午後 時				
					電 話 番 号				
	方書 (アパート名等)								
	フリガナ				人員		人		
	氏名	⑩			勤務先電話番号				
	職 業		勤務先						
所有者	住所				電 話 番 号				
	フリガナ								
	氏名	⑩							
前入居者氏名									
指定工事店名			工事年月日	年 月 日	下水道	有・無			
備考									
水栓番号					検針巡回 コード				
量水器関係	番 号		口 径	指 針		検 定 年 月			
			mm	m ³		年 月			
不動産業者					電 話 番 号				
上記水道メーターを貸与されました。これが保管にあたって亡失、き損の場合には相当の代価を弁償いたします。よって本証を提出いたします。									
決裁	課 長	課長補佐	係 長	係	取扱者				

記入例

※太線枠内を記入し、押印してください。

添付資料- 5

様式第5号

給水開栓使用届・水道量水器保管証書

真岡市長 様						届出年月日	
						〇〇年〇月〇〇日	
設置場所		真岡市 荒町5 1 9 1				開栓年月日	
						〇〇年〇月〇〇日	
使用者	住所	真岡市荒町5 1 9 1				午前・午後 〇 時	
	方書 (アパート名等)	水道ハイツB - 9 0 2				電話番号	
	フリガナ	ヤクショ コウゾウ				〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	屋久所 耕三				人員	〇 人
	職業	会社員	勤務先	〇〇 会社		勤務先電話番号	
						〇〇-〇〇〇〇	
所有者	住所	同上				電話番号	
	フリガナ					同上	
	氏名	同上					
前入居者氏名							
指定工事店名		〇〇〇〇	工事年月日	〇年〇月〇日	下水道	有・無	
備考							
水栓番号				検針巡回 コード			
量水器関係	番 号		口 径	指 針		検定年月	
			mm	m ³		年 月	
不動産業者						電話番号	
上記水道メーターを貸与されました。これが保管にあたって亡失、き損の場合には相当の代価を弁償いたします。よって本証を提出いたします。							
決裁	課 長	課長補佐	係 長	係	取扱者		

(検針月日)	月	日		月分 (月使用分)	m ³	円
(開栓月日)	月	日	指 針	m ³		
				月分 (月使用分)	m ³	円
上下	1 3 mm	口座		月分 (月使用分)	m ³	円
上水	2 0 mm	納付		月分 (月使用分)	m ³	円
下水	mm	納組		月分 (月使用分)	m ³	円
(水栓番号)					合 計	円
(お客様番号)	(検針巡回コード)					

給 水 中 止 届			
中 止 ・ 中 止 開 栓 立 会 精 算 ・ 見 込 立 会 精 算			
住 所	真岡市		
方 書 (アパート名等)			
氏 名	印		
備 考	(転居先住所)		
	(転居先電話番号)		
	(中止までの連絡先)		
届出年月日	年 月 日		
中止年月日	年 月 日 午前 午後 :		
精算方法	立会精算・見込立会精算	月 日 午前・午後 時 分頃	
	口座精算	精算分送付 (転居先 ・ 会社等)	
メーター番号		中止時指針	中止方法
		m ³	止水栓・キャップレバー・メーター撤去
中止入力日		係員	
真岡市長 様			

記入例

※太線枠内を記入し、押印してください。

添付資料- 7

(検針月日)	月	日	指針	m ³	月分 (月使用分)	m ³	円
(開栓月日)	月	日			月分 (月使用分)	m ³	円
上下	13mm	口座			月分 (月使用分)	m ³	円
上水	20mm	納付			月分 (月使用分)	m ³	円
下水	mm	納組			月分 (月使用分)	m ³	円
(水栓番号)						合計	円
(お客様番号)	(検針巡回コード)						

給 水 中 止 届			
中 止 ・ 中 止 開 栓			
立 会 精 算 ・ 見 込 立 会 精 算			
住 所	真岡市 荒町5 1 9 1		
方 書 (アパート名等)	水道ハイツB - 9 0 2		
氏 名	屋久所 耕三		(屋久所)
備 考	(転居先住所) 宇都宮市中央6-7 メゾン1002		
	(転居先電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	(中止までの連絡先) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
届出年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
中止年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	午前 午後	10:00
精算方法	立会精算・見込立会精算	月 日 午前・午後 時 分頃	
	口座精算	精算分送付(転居先・会社等)	
メーター番号	中止希望日時を記入	中止時指針	中止方法
		〇〇〇〇 m ³	止水栓・キャッププレ バー・メーター撤去
中止入力日		係員	
真岡市長 様			

給水装置工事完成検査申請書

平成 年 月 日

真 岡 市 長 様

次のとおり給水装置工事が完成しましたので、検査くださるよう申請します。

指 定 工 事 業 者
住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

主 任 技 術 者

印

設 置 場 所	真岡市
工事申込者	住 所 氏 名
完成年月日	平成 年 月 日

給水装置工事完成検査表

申請日	平成 年 月 日	受付番号		提出日	平成 年 月 日
設置メーター	φ No.	検満日	年 月	確認欄	備考
検査項目				工事店	
分水工事	分水工事実施日 平成 年 月 日 ()				
	水压テスト (0.75Mpa で 10 分間)				
	道路の復旧状況 砂利道 ・ 仮復旧 ・ 本復旧				
止水栓及びメーター器	設計書と止水栓位置は変更していないか、止水栓はボール式か				
	逆止弁付き、ボール式、レバー式 (新設は必須) の丙止水栓か				
	メーターの逆付け、位置、水平に設置しているか				
	メーター検針、取替えに支障はないか				
	メーターボックスプレートを記入したか				
給水装置	配管、給水用具等が設計書と変更していないか				
	給水装置が井戸水等の設備に連結していないか (クロスコネクション)				
	管の凍結、腐食等を防止する措置は適当か				
	給湯器の設置	種類 ()			
メーカー () 型式 ()					
受水槽	申請した装置を設置しているか				
	設置した装置が水道法施行令で定める基準に適合しているか				
検査日	平成 年 月 日				
指摘事項					
再検査日	平成 年 月 日			検査結果	合格 ・ 不合格
					受付印
復命日	平成 年 月 日				
水道技術管理者	課長	課長補佐	係長	係	

記入例

給水装置工事完成検査申請書

申請書を作成した日

平成〇〇年〇月〇〇日

真岡市長様

次のとおり給水装置工事が完成しましたので、検査くださるよう申請します。

指定工事業者

住 所 真岡市荒町 1 1 1 1 番地

会 社 名 (株) 勇遼設備工業

代表者氏名 代表取締役 勇遼 大吉

主任技術者 梓堂 県一

※法人の場合、代表者印
(無い場合) 社判及び代表者認印

勇遼

梓堂

設置場所	真岡市 熊倉町 1 1 - 1 1
工事申込者	住 所 真岡市荒町 5 1 9 1 氏 名 屋久所 耕三
完成年月日	平成〇〇年 〇月 〇〇日

工事が完了した日

記入例

給水装置工事完成検査表

市水道課へ申請した日		申請時の受付番号		市水道課へ提出する日	
申請日	平成○年○月○日	受付番号		提出日	平成○年○月○日
設置メーター	φ No.	検満日	31年 2月	確認欄	
改造でも現時点で設置されているメーター番号を記入のこと		検査項目		検満日を記入 (31・2の場合は31年2月)	工事店
				真岡市	備考
分水工事	分水工事実施日 平成 年 月 日 ()			○	
	水圧テスト (0.75Mpa で 10 分間)			○	
	道路の復旧状況 砂利道 ・ 仮復旧 ・ 本復旧			○	
止水栓及びメーター器	設計書と止水栓位置は変更していないか、止水栓はボール式か			○	
	逆止弁付き、ボール式、レバー式 (新設は必須) の丙止水栓か			○	
	メーターの逆付け、位置、水平に設置しているかメ			○	
	ーター検針、取替えに支障はないか				
	メーターボックスプレートを記入したか				
給水装置	配管、給水用具等が設計書と変更していないか			○	
	給水装置が井戸水等の設備に連結していないか(クロスコネクション)			／	
	管の凍結、腐食等を防止する措置は適当か			○	
	給湯器の設置	種類 (○○○○○)		○	
メーカー (○○○○○) 型式 (○○○○)					
受水槽	申請した装置を設置しているか			／	
	設置した装置が水道法施行令で定める基準に適合しているか			／	
検査日	平成 年 月 日				
指摘事項					
	グレーの欄は、市で記入する箇所になりますので未記入をお願いします。				
再検査日	平成 年 月 日			検査結果	合格 ・ 不合格
復命日	平成 年 月 日				受付印
水道技術管理者	課長	課長補佐	係長	係	

給水装置工事完成検査写真撮影時の注意事項

- ◎ 給水装置工事を行うにあたり工事内容により下記の写真を提出していただく必要がありますので、施工の際は下記のとおり写真撮影を行うようお願いいたします。
- なお、撮影方法はすべて黒板に設置場所等を記入し「A4様式」で提出してください。

分水工事

- ① 着工前
- ② 掘削状況（掘削位置がわかるようにチョークでしるす）
- ③ 掘削完了時
- ④ サドル取付及び止水栓設置状況
- ⑤ 水圧テスト※
- ⑥ 穿孔状況
- ⑦ 切り粉確認及び切り取りコア確認状況
- ⑧ コア挿入状況
- ⑨ 防食フィルム取付状況
- ⑩ 川砂（山砂）埋め戻し
- ⑪ 碎石埋め戻し 1層目～○層目 （全てスケールにて深さがわかるように）
- ⑫ 転圧状況
- ⑬ 仮舗装完了

※ 分水工事時に行う水圧テストは、下記のとおり撮影してください。

水圧テスト 0.75Mpa で 10 分間	水圧が確認できるように圧力計のアップ、テスト開始時、終了時（10 分後）それぞれ横に時計を置いて撮ること （計 3 枚） ※止水栓の取り付け後に実施してください
--------------------------	---

【本舗装】

- ① 本舗装着工前
 - ② 掘削状況
 - ③ 乳剤散布
 - ④ 敷均し転圧状況
 - ⑤ 本舗装完了
- ・本舗装前に施主に受け渡しの場合は、完成検査申請書提出後に本復旧を実施し、別紙「本舗装復旧完了届」、本復旧完了写真を添えて提出すること。

宅内給水装置工事

- ① 止水栓（オフセット写真）
- ② 配管状況（埋設の深さも確認できるように） ※2枚程度
- ③ 井戸水等から水道への切り替え等の場合は、廃止状況がわかるようにすること。

工事完成時に提出する書類及び写真

添付資料- 13

提出書類	新 設	新設(自家水か らの切り替え)	改 造	改 造 (口径変更)	修 繕	撤 去
工事検査申請書 及び完成検査表	○	○	○	○	○	○
分水工事～仮復 旧状況写真	○	○		ある場合のみ		
分水止め状況 写真				ある場合のみ		○
舗装本復旧写真	○	○		ある場合のみ		○
舗装本復旧工事 完了届	○	○		○		○
配管状況写真	○	○	外配管を改造 した場合	外配管を改造 した場合	外配管を修繕 した場合	
ポンプ切り離し 状況写真		○		ある場合のみ		○
止水栓オフセッ ト写真	○	○	○	○	○	

舗装本復旧工事完了届

平成 年 月 日

真岡市長様

指定工事業者
住 所

会 社 名

代表者氏名 ㊟

主任技術者 ㊟

次のとおり給水装置分水工事に伴う本復旧工事が完了しましたので、届け出いたします。

設 置 場 所	真岡市
申 込 者	住 所 氏 名
本 復 旧 完了年月日	平成 年 月 日

真岡市〇〇番地 〇〇様邸
分水栓取出し工事

添付資料-15



No.	1
着工前状況	



No.	2
掘削状況	



No.	3
既設管深さ	
DCIPφ 75	
GL= 1, 240	



No.	4
配管状況	



No.	5
水圧テスト	
開始圧0.75MPa	
開始時刻10:30	



No.	6
水圧テスト	
詳細	



No.	7
水圧テスト	
終了圧0.75MPa	
終了時刻10:40	



No.	8
水圧テスト	
詳細	



No.	9
穿孔状況	
φ75×φ20	



No.	10
切り粉排出状況	



No.	11
切り粉確認	



No.	12
コア挿入	



No.	13
防食フィルム取付	



No.	14
山砂(川砂)埋戻し	
T=300	



No.	15
山砂(川砂)埋戻し完了	
H=940	
t=300	



No.	16
砕石埋戻し転圧状況	
(1層目)	



No.	17
砕石埋戻し完了	
(1層目)	
H=790	
t=150	



No.	18
砕石埋戻し転圧状況	
(2層目)	



No.	19
砕石埋戻し完了	
(2層目)	
H=640	
t=150	



No.	20
埋設シート布設	
H=640	



No.	21
砕石埋戻し転圧状況	
(3層目)	



No.	22
砕石埋戻し完了	
(3層目)	
H=490	
t=150	



No.	23
砕石埋戻し転圧状況	
(4層目)	



No.	24
砕石埋戻し完了	
(4層目)	
H=350	
t=140	



No.	25
砕石埋戻し転圧状況	
(5層目)	



No.	26
砕石埋戻し完了	
(5層目)	
H=250	
t=100	



No.	27
砕石埋戻し転圧状況	
(6層目)	



No.	28
砕石埋戻し完了	
(6層目)	
H=150	
t=100	



No.	29
砕石埋戻し転圧状況	
(7層目)	



No.	30
砕石埋戻し完了	
(7層目)	
H=30	
t=120	



No.	31
仮舗装完了	
t=30	



No.	32
止水栓管及び メーターBOX	



No.	33
宅内配管状況	

《分水工事のお知らせ》

この度、下記の案内図のとおり 宅の水道本管からの分水工事（給水装置の取出し工事）を行うことになりました。つきましては、断水とはなりませんが、「にごり水」が発生する恐れがありますので、ご迷惑をお掛けしますが宜しくご協力下さるようお願いいたします。また、あらかじめ飲料水等の必要な水を汲み置きしていただきますよう、あわせてお願いいたします。

なお、「にごり水」が混入した水道水により洗濯等をされますと、洗濯物の変色することがありますので、ご確認のうえ使用ください。

また、自然冷媒ヒート給湯器（エコキュート等）をご使用の方は、給湯タンク内に「にごり水」を引き込むと故障の原因となる恐れがあります。分水工事作業時間中は使用されないようお願いいたします。

分水工事作業には最善の注意を払いますが、各家庭に「にごり水」が混入する恐れがありますので、あらかじめご了承下さるようお願いいたします。

記

工 事 期 日	平成	年	月	日 ()
	午	時	から	午後 時
(分水予定時刻	午	時	から	午後 時
				まで)

※工事の都合により終了時間が遅れることがあります。

施 工 業 者	市	番 地
会 社 名		(現 場 責 任 者)
Tel	()	
お 問 合 せ	会 社 名	(現 場 責 任 者)
	Tel	()

『案内図』を添付すること

【注意事項】

- ・《分水工事のお知らせ》はすべて記入し、案内図を添付のうえ、工事実施日の1週間前を目安に早めに真岡市水道課へ持参もしくは、FAXしてください。
FAX（0285 - 84 - 7512）
あわせて、《分水工事のお知らせ》を配布する箇所にマークをした地図の提出もお願いします。
※分水する際には口径にかかわらず、必ず水道課へ提出して下さい。
- ・分水工事は原則、平日の午前9時～午前11時または午後1時30分～午後3時の時間帯で施工して下さい。
- ・にがり水が発生し、排水してもなかなか改善されない場合は真岡市水道課へ連絡してください。TEL（0285 - 83 - 8167）
- ・分水時に切り粉を排出する際には、全開にして排水しないで下さい。徐々に止水栓やコックで調整し、慎重な作業をお願いします。

○真岡市水道事業給水条例

平成 9 年 12 月 24 日

条例第 25 号

真岡市水道事業給水条例（昭和 37 年条例第 23 号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条―第 9 条）
- 第 3 章 給水（第 10 条―第 19 条）
- 第 4 章 料金、加入金及び手数料（第 20 条―第 29 条）
- 第 5 章 管理（第 30 条―第 35 条）
- 第 6 章 補則（第 36 条）
- 附則

第 1 章 総 則

（条例の目的）

第 1 条 この条例は、真岡市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の 供給条件並びに給水 の適正を保持するた めに必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第 2 条 真岡市水道事業の給水区域は、真岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 31 号）第 2 条第 2 項に規定する区域とする。

（給水装置の定義）

第 3 条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するため市長の施設した配水管 から分岐して設けら れた給水管及びこれ に直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第 4 条 給水装置は次の 3 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 世帯又は 1 箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 世帯若しくは 2 箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用（給

水装置の新設等の申込）

第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第 6 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第 7 条 給水装置工事は、市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者は、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第 8 条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第 1 項の規定による指定の権限は、法第 16 条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第 9 条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第 3 章 給 水

(給水の原則)

第 10 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第 11 条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 12 条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第 14 条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(メーターの貸与)

第 15 条 メーターは、市長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第 16 条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用を中止及び廃止するとき。
- (2) 消防演習に私設消火栓を利用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を利用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第 17 条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか利用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に利用するときは、市長の指定する市職員の立会を要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第 18 条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第 19 条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第 20 条 水道料金(以下「料金」という。)は水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第 21 条 料金は、次表による基本料金と超過料金の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

基本水量・料金(1 か月につき)		超過料金 1m ³ につき(円)
水量(m ³)	料金(円)	
10	1,400	11m ³ 以上 20m ³ まで 150
		21m ³ 以上 50m ³ まで 170
		51m ³ 以上 100m ³ まで 190
		101m ³ 以上 210

2 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓 1 個 1 回について 432 円とし、1 回の使用時間は 5 分以内とする。

(料金の算定)

第 22 条 料金は、隔月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その期間の使用水量に基づいて算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、これを変更することができる。

(使用水量の認定)

第 23 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定することができる。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(1 個のメーターで計算する 2 世帯以上の水量の認定)

第 24 条 1 個のメーターで計算する 2 世帯以上の使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。ただし、市長が必要と認めるときは、各世帯の水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第 25 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用日数が、15 日を越えず、かつ使用水量が基本水量の 2 分の 1 を越えないときは、基本料金の 2 分の 1 に相当する料金とする。

(2) 使用日数が、15 日を越えたときは、1 カ月とみなして計算する。

2 前項各号の規定によるほか超過水量については、この条例の規定による超過料金を増徴する。

(料金の徴収方法)

第 26 条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(加入金)

第 27 条 市長は、給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から、給水管の口径が次の表の左欄に掲げるものにつき、同表の当該右欄に定める額の水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。ただし、改造に係る加入金の額は、新口径に対する加入金の額と、旧口径に対応する加入金の差額とする。

給水管の口径(mm)	加入金の額(円)
13	51,840
20	151,200
25	275,400
30	442,800
40	842,400
50	1,566,000
75	4,212,000
100 以上	市長が定める額

2 前項の加入金は、当該工事の申込みの際徴収する。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめたときは、この限りでない。

(手数料)

第 28 条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。

(1) 給水装置工事の設計審査をするとき 1 件につき 1,000 円

(2) 給水装置工事の検査をするとき 1 件につき 1,000 円

(3) 指定給水装置工事事業者の指定をするとき 1 件につき 10,000 円

(4) 各証明書交付の場合 1 件につき 200 円

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金、加入金及び手数料等の軽減又は免除)

第 29 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 30 条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 31 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 32 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第 21 条の料金、第 27 条の水道加入金又は第 28 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第 22 条の使用水量の計量又は第 30 条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合には、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
- (4) 市職員の職務の執行を拒み、又は妨害したとき。
- (5) 消火のためのほか、市長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき。
- (6) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反したとき。

(給水装置の切り離し)

第 33 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(市の責務)

第 33 条の 2 市長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 33 条の 3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

第 34 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第 14 条第 2 項のメーターの設置、第 22 条の使用水量の計量、第 30 条の検査又は第 32 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第 18 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第 21 条の料金、第 27 条の加入金及び第 28 条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第 35 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第 21 条の料金、第 27 条の加入金及び第 28 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

第 6 章 補則

(委任)

第 36 条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(二宮町の編入に伴う経過措置)

- 2 二宮町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の二宮町水道事業給水条例(昭和55年二宮町条例第25号。以下「旧二宮町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第21条第1項の規定は、編入前の二宮町の区域内においては、平成21年4月分の料金から適用し、同月前分の料金については、なお旧二宮町条例の例による。
- 4 編入日の前日までに、二宮町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、なお旧二宮町条例の例による。

附 則(平成12年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第44号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年条例第37号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第27号)

この条例は、平成21年3月23日から施行する。

附 則(平成25年条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(真岡市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の真岡市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものに係る料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第27条第1項及び第28条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金及び手数料から適用し、同日前までの申込みに係る加入金及び手数料については、なお従前の例による。

○真岡市水道事業給水条例施行規則

平成 10 年 1 月 20 日

規則第 2 号

真岡市水道事業給水条例施行規則(昭和 38 年規則第 10 号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、真岡市水道事業給水条例(平成 9 年条例第 25 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項及び手続きを定めることを目的とする。

(代理人の選定届)

第 2 条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が条例第 12 条の規定により代理人を選定したときは、直ちに連署で様式第 1 号により市長に届け出なければならない。

(管理人の選定届)

第 3 条 条例第 13 条の規定により管理人を選定したときは、様式第 2 号により市長に届け出なければならない。

(給水装置の構造、設計及び施行)

第 4 条 給水装置の構造、設計及び施行は水道法(昭和 32 年法律第 177 号。)第 16 条に基づく水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。)第 5 条の規定により設計し、施行しなければならない。

(給水装置工事の工事材料)

第 5 条 給水装置工事(以下「工事」という。)に使用する工事材料は、政令第 5 条の規定による性能基準に適合している製品でなければならない。

(配水管より取り出す給水管の基準)

第 6 条 配水管の取付口における給水管の口径は、その給水装置による水の使用量その他の事情を考慮して市長が定める。

(受水槽の設置)

第 7 条 一時に多量の水を使用する箇所、その他市長が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

(工事申込書の提出)

第 8 条 条例第 5 条の規定により給水装置の申込みをしようとする者は、様式第 3 号により、それぞれ所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第 9 条 工事申込者は次の各号のいずれかに該当する場合にはそれぞれ各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水管から分岐して給水装置を設置しようとするときは様式第

3 号

(2) 他人の土地を通過し、家屋に給水装置を設置するときは様式第 3 号

(3) その他特別な理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込人の誓約書

(工事の設計範囲)

第 10 条 条例第 7 条第 2 項に規定する設計は、政令第 4 条に従い作成し、その設計範囲は次のとおりとする。

- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては給水栓まで
- (2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで。ただし、受水槽以下の設計図書についても市長の求めに応じ提出するものとする。

(工事の取消及び変更)

第 11 条 工事申込者が工事の取消又は変更しようとするときは、様式第 4 号により市長に届け出なければならない。

(メーターの設置基準)

第 12 条 メーターは次の基準により設置する。ただし、この基準によりがたいときは、その都度市長の許可を受けなければならない。

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用給水装置ごとに 1 個とする。ただし、集合住宅等で市長が必要と認めるものについては団地ごとに 1 個とすることができる。
- (2) 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに 1 個とする。
- (3) 私設消火栓のみの給水装置には設置しない。

(メーターの設置場所等)

第 13 条 メーターの保管者は、所定の事項を記載し様式第 5 号の書類を提出しなければならない。

- 2 メーターの設置場所には、その点検を妨害するような物件を置き、又は工作物等を設けてはならない。
- 3 前項の規定に違反したときは、保管者に原状に回復させる。もし履行しないときは、市が施行してその費用を違反者から徴収することができる。
- 4 市長が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(届出の義務者)

第 14 条 条例第 11 条、第 16 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当する場合の届出義務者は次のとおりとする。

- (1) 使用を開始するときは、様式第 5 号により使用者
- (2) 使用を中止若しくは廃止するときは、様式第 6 号により使用者
- (3) 消防又は演習のため私設消火栓を使用するとき又は使用したときは、様式第 7 号により使用者
- (4) 使用者に変更があつたときは、様式第 8 号により新使用者
- (5) 所有者に変更があつたときは、様式第 8 号により新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付するときは新所有者
- (6) 共用の使用世帯数に変更があつたときは、様式第 9 号により使用者又は管理人
- (7) 給水装置の所有者住所に変更があつたときは、様式第 10 号により所有者

(私設消火栓)

第 15 条 私設消火栓を公共のための演習に使用するときは、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

- 2 私設消火栓は市が封印する。

(給水装置及び水質の検査)

第 16 条 条例第 19 条第 2 項に規定する特別の費用を要するときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 市長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

(資料提出の請求)

第 17 条 水量の認定等について市長が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(専用給水装置として適用される料金の算定)

第 18 条 次の場合の料金の算定は、各入居者ごとに専用給水装置の料金を適用して徴収する。

(1) 1 個のメーターで計量し、各入居者がそれぞれ単独に水を使用する設備を有するアパート、又はこれに類似する家屋の場合

(使用の中止又は廃止の届出のない場合の料金)

第 19 条 条例第 16 条第 1 項の規定による使用の中止又は廃止の届出がないときは、水を使用しない場合でも基本料金を徴収する。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(定例日)

第 20 条 条例第 22 条に規定する定例日とは、毎月 1 日から 14 日までとする。

(料金の計算及び請求)

第 21 条 料金は隔月の定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分及び翌月分として計算し請求する。この場合における使用水量は各月均等とみなす。ただし、端数が生じた場合は最初の請求月分に加える。

(定例日の変更による使用日数 15 日以内のものの料金算定)

第 22 条 定例日を変更したため、1 カ月の使用日数が 15 日以内となったときの料金の計算については、条例第 25 条の規定を準用する。

(給水装置立入検査職員証)

第 23 条 水道法第 17 条第 2 項に規定する証明書は、給水装置立入検査職員証(様式第 11 号)とする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 24 条 条例第 33 条の 3 第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(二宮町の編入に伴う経過措置)

2 二宮町の編入の日の前日までに、編入前の二宮町水道事業給水条例施行規則(昭和56年二宮町水管規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成14年規則第44号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第6号)

この規則は、平成21年3月23日から施行する。

附 則(平成23年規則第28号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第18号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第37号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

○真岡市指定給水装置工事事業者規程

平成 10 年 1 月 20 日
水管規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、真岡市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 25 号。以下「給水条例」という。）第 7 条の規定に基づき、真岡市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において「法」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために真岡市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第 3 条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、真岡市給水条例施行規則及びこの規程並びにこれらの規定に基づく市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第 4 条 給水条例第 7 条第 1 項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第 1 による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) 給水条例第 2 条及び簡易水道給水条例第 2 条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 12 条第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
- (1) 次条第 1 項第 3 号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
- 4 前項第 1 号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第 2 によるものとする。
- (指定の基準)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第 12 条第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 第 8 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がある者

(指定工事業者証の交付)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に真岡市指定給水装置工事業者証(以下「指定工事業者証」という。) を交付する。

- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第 8 条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第 9 条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第 7 条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から 30 日以内に施行規則に定められた様式第 10 による届出書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第 2 号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第 3 号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第 2 による第 5 条第 3 号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

3 第 1 項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、施行規則に定められた様式第 11 による届出書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第 8 条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の指定を取消することができる。

- (1) 不正の手段により第 4 条第 1 項の指定を受けたとき。
- (2) 第 5 条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 12 条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第 13 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適

正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (6) 第 16 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第 17 条の規定による市長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第 9 条 前条第 1 項各号に該当する場合において、指定工事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第 10 条 次の各号に該当するときは、その都度公示する。

- (1) 第 4 条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第 7 条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 第 8 条の規定により指定工事業者の指定を取消したとき。
- (4) 第 9 条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(主任技術者の職務等)

第 11 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水工事の構造及び材質が政令第 5 条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第 13 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期、その他給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者が職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第 12 条 指定工事業者は、第 4 条第 1 項の指定を受けた日から 14 日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第 3 による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1 の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1 の主任技術者が当該 2 以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときはこの限りでない。

(事業の運営に関する基準)

第 13 条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに第 12 条第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第 11 条第 1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第 1 号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第 11 条第 1 項第 3 号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第 14 条 指定工事事業者は、給水条例第 7 条第 2 項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、市長に申請しなければならない。

(工事検査)

第 15 条 指定工事事業者は、給水条例第 7 条第 2 項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により市長に申請しなければならない。

2 指定工事事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第 16 条 市長は、指定工事事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、当該工事に関し第 13 条第 1 号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 17 条 市長は、指定工事事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(施行細目)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規則に基づく真岡市給水装置公認工事店に対する経過措置)

第 2 条 廃止前の真岡市給水装置公認工事店規則(以下「旧規則」という。)により指定を受けている真岡市給水装置公認工事店(以下「公認工事店」という。)は、給水条例第 7 条第 1 項の適用については、平成 10 年 4 月 1 日から 90 日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間)は、給水条例第 7 条第 1 項の指定を受けた者とみなす。

2 旧規則により指定を受けている公認工事店が、平成 10 年 4 月 1 日から 90 日以内に次の各号に定める事項を市長に届け出たときは、給水条例第 7 条第 1 項の指定を受けた者とみなす。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
- (2) 法人である場合には役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、改正水道法附則第 2 条第 2 項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 第 2 項の届出を行う公認工事店は、届出と同時に旧規則に基づく真岡市給水装置公認工事店証を市長に返納しなければならない。また旧規則に基づく保証金については、市長は、この返納に際し、公認工事店に返還するものとする。

6 市長は、第 2 項の届出の受理後、速やかに、新規程第 6 条に定める真岡市指定給水装置工事事業者証を交付する。

7 第 2 項の規定により、給水条例第 7 条第 1 項の指定を受けた者とみなされた者についての本規程第 8 条の適用については、平成 10 年 4 月 1 日から 1 年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第 1 号から第 3 号又は第 5 号から第 8 号まで」と、同条第 2 号中「第 5 条各号」とあるのは、「第 5 条第 2 号又は第 3 号」とする。

8 第 2 項の規定により、給水条例第 7 条第 1 項の指定を受けた者とみなされた者について、新規程第 13 条を適用する場合においては、平成 11 年 3 月 31 日までの間、同条第 1 号、第 4 号及び第 6 号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧規則による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」とする。

(旧規則に基づく給水装置工事責任技術者に対する経過措置)

第 3 条 平成 10 年 3 月 31 日において次の各号のいずれかに該当する者は給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成 8 年厚生省令第 69 号)附則第 2 条第 1 項の適用並びに前条第 8 号に定める経過措置の適用にあたり、旧規則による給水装置工事責任技術者の資格を有するものとする。

- (1) 旧規則に基づく給水装置工事責任技術者として登録を受けている者
 - (2) その他市長が前号の者に相当すると認める者
- (旧規則第 21 条に規定する特定器具取付公認工事店の経過措置)

第 4 条 旧規則第 21 条の規定により、特定器具取付公認工事店として指定を受けている者は、平成 11 年 3 月 31 日までの 1 年間に限り、旧規則に基づき、湯沸器及び温水器の取付工事を行うことができる。

- 2 前項に規定する 1 年間を経過した者及び、この 1 年の間に廃止届を提出した者は、真岡市特定器具取付公認工事店証を市長に返納しなければならない。また旧規則に基づく保証金については、市長は、この返納に際し、特定器具取付公認工事店に返還するものとする。

(二宮町の編入に伴う経過措置)

第 5 条 二宮町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の二宮町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年二宮町規程第 2 号)又は二宮町簡易水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年二宮町規程第 3 号)の規定によりなされた指定、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、本市において第 8 条の規定による指定工事事業者の指定の取消し又は第 9 条の規定による指定工事事業者の指定の停止がなされている場合については、この限りではない。

第 6 条 編入日の前日までに、編入前の二宮町水道事業指定給水装置工事事業者規程又は二宮町簡易水道事業指定給水装置工事事業者規程の規定により交付された指定工事事業者証は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

第 7 条 編入日の前日までに、二宮町の区域内においてした行為に対する指定工事事業者への指定の停止、取消し等に係る規定の適用については、なお、二宮町の規程の例による。

附 則(平成 12 年水管規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの規程の規定による改正後の真岡市指定給水装置工事事業者規程の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年水管規程第 1 号)

この規程は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 24 年水管規程第 4 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 26 年水管規程第 4 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。